第1回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 青森県協議会 議事録

日 時:平成27年7月29日(水曜日)

 $13:00\sim15:00$

場 所:青森国際ホテル 別館4階むつ湾

◎開 会

【葛西事務局長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます公益社団法人青森県トラック協会事務局長の葛 西と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第1回目の協議会ということで、私からお名前をお呼びし、委員のご紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

学識者といたしまして、青森大学経営学部経営学科教授 井上隆様。

経済団体より、一般社団法人青森県経営者協会会長 沼田廣様。なお、本日沼田様は所用により欠席のため、代理といたしまして専務理事 小笠原裕様にご出席いただいております。

荷主団体より、全国農業協同組合連合会青森県本部やさい部長 齋藤至様。

荷主企業より、キヤノンプレシジョン株式会社代表取締役社長 野村義矢様。野村様におかれましても所用のため欠席でございます。代理といたしまして管理部部長 吉川恒治様。

運送事業者団体より、公益社団法人青森県トラック協会会長 木村英敬様。

運送事業者より、日本通運株式会社青森支店支店長 及川和彦様。

同じく運送事業者より三八五流通株式会社顧問 荒谷彰男様。

同じく運送事業者より、中長運送株式会社代表取締役社長の中村健様。

労働組合より、全日本運輸産業労働組合青森県連合会執行委員長 山内裕幸様。

同じく労働組合より、全国交通運輸労働組合総連合青森県支部委員長 小沢環様。小沢様に おかれましても、所用により欠席のため代理といたしまして、幹事 對馬茂文様。

行政機関より、青森労働局局長 友藤智朗様。

同じく行政機関より、東北運輸局局長 永松健次様。なお、本日は局長代理といたしまして、 東北運輸局次長 七尾英弘様のご出席です。

同じく東北運輸局青森運輸支局支局長石川智弘様です。

なお、本日は、三菱製紙株式会社八戸工場常務執行役員工場長 田代直也様におかれまして は、所用のため欠席となっております。

ご出席の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご参集いただき、まことにありがとうございます。

次第に入ります前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

まず一番上に議事次第、続きまして委員名簿、出席者名簿、配席図がございます。そして、資料1、トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会設置規約(案)、資料2といたしまして、トラック業界における長時間労働の抑制に向けた取り組みについて、続きまして、資料番号は打ってございませんけれども、冊子状になったもの、資料3といたしまして、労働関係法のポイント青森県版、続きましても資料番号は打っておりませんが、資料4として冊子になったもので、荷主企業と運送事業者の協力によるトラックドライバーの長時間労働の改善に向けた取り組み事例。続きまして、資料5、青森県協議会の運営について、資料6国土交通省告示の概要がございます。そして、最後に資料7といたしまして、トラック輸送状況の実態調査票ドライバー用と事業者用がございます。過不足等ございましたら、会議途中でも結構でございますので、事務局までお申しつけください。

◎挨 拶

【葛西事務局長】

それでは、次第の2になりますが、協議会開催に当たりまして、青森労働局長並びに東北運輸局次長より挨拶を申し上げます。最初に、友藤青森労働局長、よろしくお願いいたします。

【友藤青森労働局長】

ご紹介いただきました青森労働局長をしております友藤でございます。本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日頃より、私ども労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

本協議会でございますが、名前にございますとおり、取引環境、それから労働時間の改善と、 2つの要素があることから、青森運輸支局と青森県トラック協会さん、それから青森労働局が 共同で事務局をさせていただいております。

まず、本日の協議会開催に至る経緯について若干触れさせていただきたいと思います。

本国会に労働基準法等の一部改正案が上程をされているということでございますが、その中に、現在、中小企業に適用されています「月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ猶予措置」というのがございます。これの見直しを行うということになってございます。後ほどご説明があるかと思いますが、そういった見直しの措置が入っているということでございますが、トラック運送事業におきましては、同事業者の努力だけではなかなか改善が難

しいといったような状況にもあるわけでございます。長時間労働が抑制されないまま、中小企業にこの割増賃金の引き上げが適用された場合には非常に大きな負担増になるということが懸念をされているところでございます。こうした状況を踏まえまして、今般、学識経験者、荷主企業・団体、トラック運送事業者、それから経済団体、労働者団体、行政などで構成されます協議会を中央並びに地方におきまして立ち上げをし、長時間労働抑制のための環境整備を進めるということになったわけでございます。

中央におきましては、5月20日に環境整備を進めるための中央協議会が開催され、その後、 全国47都道府県におきまして、地方協議会を開催する運びとなっておりまして、青森県におき ましては、本日開催となったものでございます。

青森県の場合、その地域性でございますが、本州最北端ということで、首都圏などの大消費地に遠いという状況もございます。道路事情、天候等の問題もあるということから、トラック事業を展開するには大変不利な環境にあると言われているところでございます。さらに、本県の場合、少子高齢化が非常に進んでいるということでございます。若者の県外転出ということも非常に多いということでございまして、労働力人口の減少が非常に大きな問題になってきているわけでございます。人材確保の面からも長時間労働の抑制を始め、勤務環境の改善に真剣に取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。今回の協議会では、青森県の経済を支えるトラック輸送の取引環境、それから労働時間の改善に向けまして、現状の課題を整理し、また、青森県のトラック輸送全体を取り巻く課題に対しまして、官民一体となって、これらの問題を解決していくことが非常に重要だと認識をしているところでございます。そのためにも、ぜひとも実効性ある中身のある対策を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様方にはこれから長期スパンではございますが、ご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

【葛西事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、七尾東北運輸局次長、よろしくお願いいたします。

【七尾東北運輸局次長】

ご紹介いただきました東北運輸局次長の七尾でございます。今日は、永松は所用がございまして、代理で参っております。このお忙しい中、暑い中、ご参画いただきまして、まことにありがとうございます。

トラック輸送における取引環境・労働時間を改善するための青森県協議会第1回ということで、これから皆様に大変ご苦労をおかけするわけでございますが、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

ただいま青森労働局長さんのほうから、趣旨、経緯の説明がありましたので、繰り返しのところは省略させていただきますが、本協議会、そもそも発端としては労働基準法等の一部改正を契機として設置するわけでございますけれども、トラック業界における課題、すなわち取引環境の改善ですとか、長時間労働の抑制というものは昨今生じたものではございません。兼ねてより議論されてきた長年の懸案事項でございまして、具体策を講じるために向こう4年間のロードマップを示し、近時の労働力不足も踏まえて、喫緊に解決すべき課題であると捉えているわけでございます。両省の連携はもとより、関係するトラックの事業者の皆さん、それから荷主の方々、経済団体の方々にもご参画いただいて、本日このような協議会が設置されるということは、課題解決の1つの大きな節目となろうかと考えております。

ご承知のように、トラック輸送は国内の貨物輸送の 9 割を担う国民生活の向上、社会経済の維持発展に欠かせないものでございます。私事でございますが、23年ぐらい前ですが、ちょうど九州運輸局に勤務して、そのあと、本省に戻りまして、当時は貨物流通企画課という部署でしたが、最初にかかわったのは物流の仕事でございました。物流効率化ですとか、モーダルシフトですとか、当時から言っていて、今は非常にモーダルシフトも環境への意識が非常に高まってきまして、追い風なのかなと思っておりますけれども、なかなか簡単に進むものではございません。さらには、景気が上向くにつれて、ドライバー不足というのは非常に深刻になっております。東北運輸局管内の被災地であるいわきとか、小名浜のほうにこの間行ってまいりましたけれども、被災地では、ドライバーが復興事業のダンプのほうにシフトしているということでございまして、ドライバー不足は、非常に切実な状況になってきております。

さらに、長時間労働とか、構造的な問題も解決しなければいけないということで、いろいろな業界の方にお集まりいただいて、知恵を絞っていただくというのは非常に重要な機会と思っております。

国交省及び東北運輸局では、荷主との適正取引の推進に向けた燃料サーチャージ導入等の交 渉に取り組みやすい環境整備や、運送契約内容を明確にする取引書面化の普及、定着等による 適正運賃収受、手待ち時間の削減等を図っているところでございます。さらには、女性、若年層のドライバーの確保、育成に向けて女性ドライバーの活躍を広報するトラガールの促進プロジェクトを展開しております。職業としての運転者への関心を喚起するということで、運輸支局長等による高等学校訪問なども行っております。

さらに、不適正事業者の排除、参入防止に向けて事業者に対する効果的な監査の実施ですとか、処分の厳格化、適正化実施機関への速報制度の効果的な運用とか、新規許可時の事前チェックの強化などを通じまして、適正な競争環境の整備にも取り組んでおります。

このように国土交通省としてもさまざまな対策を講じてきておりますけれども、いまだ根本 的な課題の解決には至っておりません。本日の協議会は労動基準法の改正を契機としながらも、 今後4年をかけてしっかりと検討し、改善に向けた環境整備を図っていくことが極めて重要だ と思います。ご臨席の皆様方が一体となって実効性があり、そして中身のある対策を講じるた めに、積極的なご議論をお願いできればと思います。

本日はどうもありがとうございました。

【葛西事務局長】

ありがとうございました。

ご取材の皆様、ひとまず写真撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いい たします。

◎トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会について

【葛西事務局長】

それでは、次第の3、トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会について、 事務局から説明をさせていただきます。

【事務局(大水首席運輸企画専門官)】

事務局を担当しております青森運輸支局輸送・監査部門の大水と申します。本日はよろしく お願い申し上げます。

恐縮でございますが、座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております資料1「トラック輸送における取引環境・労働時間 改善青森県協議会」設置規約(案)をごらんください。 こちらは、トラック輸送における取引環境の改善、長時間労働の抑制を実現するために具体的な環境整備を図るために、設置する本協議会の設置規約(案)でございます。本協議会の名称をトラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会とし、その目的といたしましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、経済団体、トラック運送事業者団体、労働団体及び行政をもちまして構成いたします。

活動事項といたしましては、繰り返しになりますが、長時間労働抑制に向けた諸対策に関すること、取引環境の改善に向けた取り組みに関する活動を行うとしております。また、今後の成り行きによりますが、第6条におきまして、ワーキンググループの設置もできる規定として定めてございます。

第7条、第8条は、事務規定とその他規定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

【葛西事務局長】

ただいまご説明いたしました協議会設置規約につきまして、この内容でご承認いただけますでしょうか。(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、以降の運営等につきましては、本規約にのっとり進めてまいります。

続きまして、座長選出に入ります。

設置規約第3条におきましては、委員の互選により座長を置くと規定しております。委員の 皆様で座長をお引き受けいただける方、もしくはどなたかご推薦される方はいらっしゃいます でしょうか。

【木村委員】

私から指名させていただきますが、青森大学の井上教授にお願いしたらいかがでしょうか。

【葛西事務局長】

ただいま井上教授を座長にというご意見が出ました。そのほかお受けいただける方、もしく はご推薦ございますでしょうか。

ないようですので、井上様におかれましては座長の選出にご意見等ございますでしょうか。

【井上教授】

特にありません。

【葛西事務局長】

ありがとうございます。

それでは、座長の選出に当たりまして、互選となっておりますので、皆様の挙手により確認 をさせていただきたいと思います。井上様の座長就任について賛成される方は挙手をお願いい たします。

(賛成者举手)

ありがとうございます。

ただいま確認の結果、賛成多数となりましたので、井上様を座長としてお願いいたします。 それでは、以降の進行を井上様に引き継ぎいたしますが、井上座長から就任のご挨拶をいた だく前に、私のほうから井上様のご経歴を簡単にご紹介させていただきます。

井上先生におかれましては、早稲田大学大学院商学部研究科商学専攻修士課程修了、法政大学大学院経済学専攻博士課程満期退学、職歴といたしましては、法政大学経済学部非常勤講師、駒澤大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部助教授、同教授、経営学科長、経営学部長を歴任し、現在に至っております。青森大学におきましては、地域経済論、キャリア開発などを担当し、国土開発政策の変遷と諸問題や地方圏経済を研究テーマとしておりまして、『東日本大震災時における八戸圏域企業の行動』、『屋台村的空間'ザ・あおもり'の創出』など、報告書、著書など多数出版されており、多方面にわたりご活躍されております。

また、地域交通やトラック運送事業に関係するものといたしましては、青森市内に「ねぶたん号」を走らせた青森市総合都市交通政策協議会会長でございますし、また、青森県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会委員長にも内定と伺っております。

それでは、井上様、以降、議事進行のほどをよろしくお願いいたします。

【井上座長】

改めまして井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

一言ご挨拶をさせていただきたいと思いますが、今から十数年ぐらい前の話になるんですけれども、労働基準法が改定されまして、ごく一部の業種の零細事業所を除いて全面的に週40時間制ということになったときに、青森県の商工会議所連合会とか、青森商工会議所が日本商工会議所の指導を受けまして、傘下の事業所に40時間制を広げていきたい、そういう委員会が立ち上がりまして、私もその委員になりまして、ただの委員ではなくて、コンサルもやれと言われまして、モデル事業所を選びまして、その事業所に繰り返し参りまして、従業員の方の職務内容や勤務時間を聞き取りまして、それで職種によってはフレックスタイム制や、職種によっては変形労働時間制などを入れました就業規則の改定の原案をその事業所に提示しまして、その事業所がそれをほぼ全面的に受け入れてくださいまして、就業規則の改定をやったという、そんな貴重な経験を持っております。問屋町にあります設備工事会社だったんですけれども……。

それから、ごく最近のことでは、昨年になりますが、先ほどの説明で、東日本大震災の後に青森県の太平洋沿岸部の事業所がどういう形で復旧、復興していっただろうかというのを検証しようということになりまして、それで弘前大学と私どもの大学と、それから青森銀行の地域社会研究所というのがありますが、そこで合同の調査チームをつくりまして、二十数社にヒアリングに行きまして、私も11社ぐらい担当しまして、その中には実は今日はご欠席なんですが、三菱製紙八戸工場様も入っておりまして、やはり私が担当しまして、青森県内の太平洋沿岸部の復旧、復興の過程を検証してみたんです。それで実感したんですけれども、先ほど七尾さんがおっしゃったことともちょっと重なるんですが、割合青森県内の太平洋沿岸部の復旧、復興が早かったんですが、その理由は各事業所が持っているサプライチェーンが割と柔軟に再生してきたというのが1つと。それを支えた物流の回復が極めて早かったという印象を持っております。一番よかったのが道路ですね。道路が震災の数日後には、もう啓開が進みまして、瓦礫の山になった道路なんかも随分関係機関の努力で片付きまして、すぐにトラック輸送が再開された。それから3日ほど遅れまして、港湾の復旧が追いついてきまして、内航海運で物流が始まると。鉄道が一番遅れまして、あれは二、三カ月遅れたとは思いますけれども、コンテナ輸送が動き出すのが6月に入ってからと。

そういう調査をやりまして、改めて物流が、特にトラック輸送による物流が青森県経済にとってもいわば経済活動をしておりましてインフラといいますか、極めて重要な役割を果たしているというのを実感した次第でありました。そのときの調査報告書というのは、これなんですけれども、割と売れ行きがよくて、あちこち送ったら、もっと送れと言われたり、新聞でも大

分取り上げてもらった経緯があるんですが、そんな経験、こんな経験いたしまして、今回、運 輸局から、協議会委員として入らないかというふうにお話がありましたときに、いかほどかお 役に立てるかもしれないと。そんなふうに思いまして、お引き受けした次第であります。

先ほど、労働局長や運輸局次長のお話にもありましたけれども、何しろテーマが大変難しくて、各経済主体にとっては、トレードオフの関係の事柄もたくさん含まれるわけでありまして、そういった論点やら主張がたくさんあろうかと思いますが、私どもの協議会では、ぜひ実りある協議会にしてまいりたいと思いますので、委員の皆様には、とりあえず率直なご意見を出していただいて、それをどう組み立てて、どう複雑な糸を解きほぐして、いい方向に持っていけるのか、ご協力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議 事

- ① 労働基準法等の一部を改正する法律案について
- ② 青森県協議会の運営等について

【井上座長】

さて、それでは議事に入りたいと思います。

最初に、議題①につきまして、青森労働局よりご説明いただきまして、議題②につきまして、 青森運輸支局によりご説明いただきまして、意見交換を行いまして、その後、議題③に移りた いと思っております。議題③につきまして、青森運輸支局よりご説明いただきまして、まずは 各委員よりご意見、ご提案などをいただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、議題①でございますが、労働基準法等の一部を改正する法律案について、青森労働 局よりご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

[事務局より資料2説明]

【井上座長】

どうもありがとうございました。

続きまして、議題②の青森県協議会の運営等につきまして、青森運輸支局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[事務局より資料5、6説明]

【井上座長】

どうもありがとうございました。

それでは、議題①、②につきまして、ご意見等のご発言をお願いしたいと思います。具体的には、使いました資料は、資料2、それから資料5、資料6であります。資料2では、大分厳しいシビアなデータがあったと確認されたと思いますが、皆様方その場で結構ですので、お手を挙げてくださいまして、ご質問、ご意見などをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。議題①の労基法の一部を改正する法律案の概要については、こういうものと大変わかりやすい説明があったと思いますが、資料2の10ページ以降ではかなり厳しい数値や実態が並んでおりますけれども、何かご質疑やご意見などありましたらお願いしたいと思います。

それから、議題②の青森県協議会の運営につきましてスケジュールとその中身が示されておりますが、これにつきましても、ご質問、ご意見などをお願いしたいと思いますが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

③ トラック運送事業における長時間労働の実態調査について

【井上座長】

ご意見、ご質問ないようですので、また後でいただくことにしまして、先に進めてまいります。議題③のトラック運送事業における長時間労働の実態調査につきまして、青森運輸支局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔事務局より資料5、7説明〕

【井上座長】

どうもありがとうございました。

議題③トラック運送事業における長時間労働の実態調査につきましてご説明いただきました。 具体的にはお手元の資料5の4ページとそれから資料7で5ページ以降、事業者記入用の説明、 それから後ろのほうのところにあったトラックドライバー用の記入用のご説明をいただきまし たので、ご意見、ご質問などあればお願いしたいと思います。今のお話しで青森県の場合には、 20社以上の事業者から100ドライバーというのは、これはもう既にそのような報告で準備して いるということでございます。質問、ご意見などありましたらお願いしたいと思いますが、ここの協議会でさまざまな意見が出れば、このアンケートの、これは資料7の5ページ以降ですけれども、トラック輸送状況の実態調査票(案)とありますが、設問項目が多少変わることもあり得るという意味で(案)なんでしょうか。

【事務局(三浦専務)】

これはでも会議の際に使用した資料そのまま使っておりまして、この(案)がとれたものが来ると思います。

【井上座長】

なるほど。わかりました。

事業者の方からでも、それからメンバーの方からでも結構ですが、何かご意見、ご質問あればお願いいたします。

【七尾東北運輸局次長】

ただ今事務局から実態調査票の(案)がとれると思うと説明がありましたが、事務局の代表でもあり、立場上私が質問するのはどうかと思いますが、座長先生がおっしゃっているのは、単に(案)がとれただけではなく、中身が少し変わる可能性があるのかどうかの確認であり、その可能性はないと考えているのですか。

■ 事務局(三浦専務)

実は、この資料は全国専務理事会議で出された資料なのでございます。その時点では(案) だということなんだけれども、その後、全く変更がないということでございますので……。

【七尾東北運輸局次長】

一応このままで実施するということですね。

【 事務局(三浦専務)】

はい、この内容で行くと思います。

【七尾東北運輸局次長】

わかりました。

次にですが、当局の業務の中で、労働局さんからのいわゆる労基通報を端緒にした監査の処分を決裁しておりますが、それこそ事務局の共同事務局の一翼を担う者として、まさにこの実態調査ご協力のお願いの下から4行目から3行目にかけて、こうした監査等にデータは使用しないということでございますので、よろしくご協力いただきたいというのが1つ。

また、質問のような形で恐縮ですが、おととい管内のある県の協議会で質問が出たので、問題提起をしたいと思いますが、調査期間が9月14日から20日となっていますよね。14日から20日というのは、いわゆるシルバーウィークの直前、ちょっと最初にかかるところなんですね、土日が。それで、物によっては、非常に荷が動くかもしれないし、逆にあんまり動きがないかもしれない。物の性格によっていろいろ違うし、そのご発言をされた方は、「あんまり動かない時期だ」とおっしゃっていたんですけれども、その時期はフィックスかと聞かれたんですね。今回は、全国的に14日から20日で全国統一の時期に行い、1つサンプルとして抽出して議論してみようということで、もっと違う時期でふさわしい時があるのかもしれませんけれども、フィックスなんですね。一応ご紹介方々、お話しをさせていただきました。

【井上座長】

はい、ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。お願いいたします。

【對馬委員】

交通連の對馬です。二、三質問です。

この調査、1回だけなのか、このロードマップを見れば、平成28年度までちょっとかかっているんですけれども、調査は。1回だけなのか。だとするならば、これがこの協議会の基データになるとなれば、季節変動であったり、冬の労働条件も違うわけで、夏の条件、そういうものを幅広い部分で見ていかないと、きちんとしたデータにはならないのかなという疑問がありますし、また、これがこの配付される資料7が行くとするならば、もっと細分化しないと、例えば集配、小口配達だとかとなると、これだけだと網羅できないのかなと。件数でいっても40件、50件1日に配達する小口の配送もあれば、さらには区域業者と特積み業者の大きな違いが

あるわけで、これだけでいくと区域なのか、特積みなのか、区域業者でも傭車下請けで特積みに入っているような状況でいけば、余りにも漠然としてはいませんかという部分で2つほど疑問があるんですけれども、もうこれで出すんでしょうけれども、労働条件の部分も大きくかかわるのであれば、そこを見ていかなければならないし、荷主、取引環境というのであれば、どちらかというと、特積みのほうは、特別積み合わせですから、そんなにでもない。どちらかというと、区域、貸切、チャーターの部分のほうを突っ込んでいきたいのか。あんまりにも両方一緒くたにしてしまっているがゆえに、見えなくなっているのかなという感じを受けるんですが、いかがでしょうか。

【井上座長】

はい、ありがとうございました。

事務局のほうで何かお答えがあれば。

【 事務局(三浦専務)】

まず、このトラック輸送状況の実態調査、ドライバー用なんですが、この色のついている部分の回答の下に表がございまして、この表の中から該当するものを答えてもらう、これが本来の調査の主眼でございまして、荷主名を書いてもらう、あるいは書けなければ匿名でもいいですよということなんです。また、その荷主さんが扱っている輸送品目は何ですか。そして、要は荷役の内容、それから荷役の方法などで、いわゆる荷主様のご協力があれば、時間外はしなくてもいいような状況にあるのかとか、さまざまな理由、原因とか、それを見るための調査項目がございまして、どこどこの荷主さんについては、こういうことがあるんですよという、そういう実態を調査するんだということが主眼でございます。細々なことがもちろん必要なんでしょうけれども、大まかに捉えて、例えば水産関係の荷主さんについては、こういう荷待ちの状態ある。そして、実際のところ、手積みですとか、手おろしですとか、といった質問に対して、手積み手おろしによって、時間を割いているんですよとか、そういうことが推測できる、あるいは把握できるような内容を調査するもので、要はこの下のほうの空欄を埋めてもらうことが本来の調査の内容なのかと考えております。

【對馬委員】

なので、それは9月の1週間で把握し切れないと思っているんです。例えば弘前地区、津軽 地区でいけば、リンゴが出る時期はリンゴのころには忙しいとか、農作物の時期があるわけで、 となったときに、この1週間をもって分析して対応策を出しますというのはちょっと危険が高いのかなと思っていましたので。

【事務局(大水首席運輸企画専門官)】

青森運輸支局でごさいます。若干補足させていただきます。

今、對馬委員のほうから調査は1回のみかというものと、それから細分化は可能かというようなお話があったかと思います。ごらんいただいたとおり、タイムスケジュールにおきましては、資料5の2ページめ②の矢印の部分が若干はみ出しておりまして、こちらのほうの資料でございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、ことしの5月20日に中央委員会が開かれておりまして、そのときに示されたロードマップでございます。それからいろいろ意見をいただきながら詰めたところでございますけれども、現段階では、この長時間労働の調査は1回だけということで考えておるところでございます。

それから、細分化の部分でございますが、実は委員おっしゃるとおりでございますが、全国的に同じような内容ということで、この9月に実施するということでございますので、こちらのところをご意見として賜りながら、ご了承いただければというふうに考えておるところでございます。

【七尾東北運輸局次長】

非常にいいご意見をいただいたところではございますが、またこれも私が言うのはどうかと思いますが、統計というか、整理のしやすさというか、あまり細分化してしまうと、本当に細かくなって、結局トレンドが見えなくなるので、恐らくこの形にしたと思います。また、今後の動きというのがロードマップ上、決まっているので、この時期に一回これで実施してみるということだと思います。その上で、恐らくリンゴの話もそうですし、やはり荷によっていろいろ特色があるとのことは、今後2年目以降、いろいろなことを考えていくときのために、この調査に関するご意見等は自由記載欄がありますので、そこに実際物流サイドとしてはこういう考えを持っているということ等を記載していただき、来年以降のリバイスに活用したいとの考えです。全国的に統一した形にし、それでトレンドを見るとの考えもあり、ご意見等はできるだけ自由記載欄に書いてもらうということでいかがでしょうか。

【井上座長】

私も5月の20日に開催されたトラック輸送に関する取引環境、労働環境の中央協議会の議事

録がインターネットで読めるものですから、ずっと読んでみたんです。大分論点が欠落しているなっていう印象があったんですよ。だから、とにかく具体的に言うと、東北地方青森県なんかそうなんですけれども、荷動きにしても道路環境にしても、季節変動がうんと大きくて、私も運送業界にヒアリングに行ったことがあるんですけれども、雪の季節にはもう泣きたくなるぐらい労働時間が長くなるわけですね。それから、一次産業比率が高いですから、出荷の動きも大変季節変動がありまして、ダンボールのレンゴーにもヒアリングに行ったことがあるんですけれども、うんとダンボールの出荷の動きが季節によって違うわけですね。そうしますと、東京標準で9月あたりでどうだべって言われても、こちらとしては9月だけでいいかというふうに、違うなって思うわけですから。

ただ、今局次長がおっしゃいましたように、例えば青森県協議会独自で、どこからか少し予算が捻出できれば、青森県独自の流通ルートの効率化の仕組みを考えてみるとかというのをそれは恐らくローカルにはやらざるを得ないだろうと思うんですよ。ただ、それは討論議題として、とりあえず今回は国のほうとしても初めてですし、中央協議会で集まっている先生方も大体東京周辺のことしかわからない人ですから、とりあえず9月でやると。それで、そのほかに補足の調査やなんかやれるものであれば検討課題にして、先に送っておくというのは今の段階の処理の仕方だろうと思うんですけれどもね。

ただ、ちょっと僕が気になりましたのは、トラック側ドライバーの方に書いていただくようなアンケートは、これは会社を通じてドライバーの方に行くわけですね。回収も会社を通じて集められますか。そうしますと、これは何か封筒か何かに厳封して渡すんでしょうかね。それとも、会社の経営者に見てもらうわけなんですか。

■ 事務局(三浦専務)

封筒も全部準備します。(※)

【井上座長】

そうですよね。中身を見られると、ドライバーの方は正直に書けないという状況だってあり 得ますものね。はい、わかりました。どうもありがとうございました。

(※)本回答については、真意が伝わっていない可能性があることから、翌7月30日、改めて 事務局より「ドライバーから返送されるものではなく、事業者が回収し、事業者から返送され ることになっています。」と井上座長に伝達済。 ほかにご意見ありましたら、ご質問ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

【山内委員】

大分中身が出たんだと思いますけれども、今の調査の関係は、今、先生が言われたとおり時期的なものが非常に重要になってくると思うんですけれども、長距離と日帰りという中身を見る限り、ポイントなのは、この支局や監督署で監査に使用しないという事実を引っ張り出したりして、それ以上のことを普段していますよねという前提も入っているんだと思うんですけれども、そのために長時間実態を調査するということなんだと思うんですけれども。特に長距離の調査も入っていますけれども、改正基準告示の拘束時間でいくと、例えば青森から関東だとか、そっちの果たしてお客さんが求める時間帯に輸送できるのかどうか、これも全て調査の中に恐らく実態として出てくるんだろうなというふうに思いますので、その本来今回の取引環境と長時間労働の改善というところで言うと、仕事の仕方として本来のトラック事業者の仕事の仕方がどうなっているのかということも多分一方ではその傾向が見えてくるのではないのかと。一方では大規模、一方では中小ということで、今回は中小の割増賃金部分を払えるようにというか、同じ部分で改修をすることだと思うんですけれども、ちょっとそのところが今気になったものですので、発言をさせていただければと思います。

【井上座長】

ありがとうございました。

ほかに何かご意見、ご質問あれば、今の最後の議題だけではなくて、全体に通じましても結構ですので、ご意見、ご感想などをお願いしたいと思いますが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。全体通じてのご質問でも。

先ほど七尾さんがおっしゃったことと重なるんですが、割合自由に書けるところもありますが、事業者におかれては、9ページの長時間労働実態問題点のところでいろいろな事業者側の悩み、季節の変動が大きいとか、道路管理者でもいろいろな要望があるとかといったようなことはここにも書き込めましょうし、それから冬場にももう1回調査をしてほしいというようなご意見があれば、書けますでしょうし、それから、ドライバーの方も自由記述欄がどこかにあったかと思うんですけれども……。

【事務局】

表の右下のほうですね、ちょっと小さいですけれども。

【井上座長】

ここに荷主からの無理な指示など云々かんぬんのほかに何でも書いていただきたいというと ころがありますから、そこにも欄は小さいですが、ドライバーの方に書き込んでいただいて、 できるだけ内容豊富な調査表が回収できればと思っておりますが、さて、ほかにご意見いかが でいらっしゃいますでしょうか。どのようなご意見でも結構なんですが。よろしいでしょうか。 それでは、以上で、一応本日予定されておりました議題全て終了いたしましたので、私の司 会の会議はこれぐらいにしたいと思いますが、事務局から何かあればお願いしたいと思います。

④ その他

【葛西事務局長】

それでは、事務局のほうから、この協議会、第2回目の開催時期についてでございます。今後、アンケート用紙の回収、また中央協議会の第2回目の開催状況、これを勘案いたしまして、この第2回目の青森県協議会は、今のところ11月下旬の開催を予定してございますが、日程等につきましては、追って改めてご連絡させていただきます。委員の皆様におかれましては、この節はまたよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【井上座長】

はい、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。ご協力まことにありがとうございました。

【葛西事務局長】

井上先生、大変ありがとうございました。

◎閉 会

【葛西事務局長】

ご出席の皆様におかれましても長時間にわたり熱心なご討議、議論をいただき、本当にありがとうございました。

予定の時間よりは若干早うございますけれども、これで本日の協議会は終了とさせていただ きたいと存じます。

なお、本日の議事録につきましては、ご確認いただいた後に公表させていただく予定として おります。また、本日ご承認いただきました設置規約につきましては、完成版を後日郵送させ ていただきたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。